



丹後町



新温泉町 (湯村)

自然とのふれあいを

夏は提携宿泊施設へ
今年度から提携施設を追加

市では、市民の皆さんに自然とのふれあいを楽しんでもらうため、交流のある市町村と提携し、宿泊費の一部を補助しています。

今年度から、利用できる宿泊施設を追加しており、一覧は下記のとおりになっています。

これからの行楽シーズンにぜひご利用ください。

利用できる人 市内在住・在勤・在学の人

補助額 1泊につき▽小学生以上 1千200円
▽小学生 800円 (1人2泊まで。コテージ、バンガロー、オートキャンプ場などは補助額が異なります)

申込み 下記の問合せ先から直接、予約後、本人確認ができる証明書を添付し、自治振興課へ旅行代理店を通じて予約をしたものは補助の対象外)

提携宿泊施設一覧

★=今年度から追加

- 和歌山県日高川町 ▼きのくに中津荘 ☎ 0738-54-0082 へ▽鳴滝バンガロー ☎ 0738-54-0084 へ
- 京都府丹後町 ▼民宿・旅館=京丹后市観光協会丹後町支部 ☎ 0772-75-0437 へ▽オートキャンプ場=テンキテンキ村 ☎ 0772-75-2525 へ
- 三重県志摩市 民宿、旅館、オートキャンプ場=志摩市観光協会 ☎ 0599-46-0570 へ
- 長野県阿南町 かじか荘コテージ=阿南温泉かじかの湯 ☎ 0260-22-2000 へ
- 岡山県真庭市 湯原温泉郷内の民宿・旅館=湯原観光情報センター ☎ 0867-62-2526 へ
- 兵庫県五色町 公共の宿浜千鳥、ログハウス、オートキャンプ場=ウェルネスパーク五色 ☎ 0799-33-1600 へ
- 兵庫県新温泉町 (浜坂) 民宿、旅館、キャンプ場=浜坂観光協会 ☎ 0796-82-4580 へ
- ★兵庫県新温泉町 (湯村) 民宿、旅館、ログハウス、バンガロー、キャンプ場=湯村温泉観光協会 ☎ 0796-92-2000 へ

もくじ

- 4~9.....【特集】教訓を生かす備えを
- 10.....平成 29 年度監査の結果
- 11.....7・8月は平和月間
- 12~30.....
- | | | |
|------------------------------------|-------------------|---------------|
| ■ お知らせ/募集 (12~14) | ■ 相談 (15) | ■ 健康 (16~17) |
| ■ 公民館・コミセン (18~19) | ■ スポーツ・文化 (19~20) | ■ 図書館 (21) |
| ■ 児童センター、男女共同参画センター、教育、その他 (22~23) | | |
| ■ 福祉 (24) | ■ 産業振興 (25) | ■ 子育て (26~27) |
| ■ 地域/市民活動 (28~29) | ■ ごみ・資源 (30) | |

※表紙の写真は、備蓄品の準備

サマライブルー選出!

ロシア W 杯選出
本田圭佑選手を応援



6月14日から開催のサッカーワールドカップロシア大会に、本市出身の本田圭佑選手が、日本代表として選ばれました。市では、栄誉市民でもある本田選手を、まち全体で応援しようと、さまざまな取り組みを行いました。

5月31日の代表メンバー発表では、本田選手の代表決定を見守るう



と、市役所ロビーのテレビ前に、森山一正市長をはじめ、本田選手が小学生時代に所属していた摂津FCの関係者、市民、市職員など約150人が集まり、本田選手の名前が出た瞬間には、大歓声が上がりました。

6月12日からは、市役所の窓口担当の職員など約60人が、本田選手の似顔絵入りの応援Tシャツを着用し、業務を行いました。また、市内各所に本田選手への応援メッセージコーナーを設置するなど、ワールドカップへの応援ムードを高めていました。

食品も対象に



「摂津優品」
認定商品を募集

市と市商工会では、市内中小企業の商品を「摂津優品(せつづすぐれもん)」として認定しています。

認定商品は「摂津優品」のロゴマークが使用できるほか、各種展示会への出展補助など販路開拓の支援が受けられます。

今年度は新たに食品も対象商品となりました。

認定要件 本社または製造拠点が市内にあり、その実態が1年以上ある中小企業者が生産・製造・加工する商品、食品 ※食品は別途要件あり

認定基準 ▼摂津らしさ ▼コンセプト▼信頼性・安全性▼独自性・新規性 ▼市場性・将来性

応募方法 7月2日(月)31日(火)に、産業振興課、市商工会で配布(ホームページからも取得可)の応募用紙を書いて同課または市商工会へ持参または郵送(必着)

問合せ 産業振興課 または市商工会 ☎ 06(6318)2800 へ

NO! ハラスメント!

市部長級職員が宣言
「ハラスメント行為を許さない」



全国的にパワハラ、セクハラが問題になっている中、市では、6月を「ハラスメント防止推進月間」と定め、部長級職員13人が「ハラスメント防止宣言」を各部の職員の前で読み上げ、職場に宣言文を掲示しました。

顔の見えるトップである部長級職員が、非常勤職員や臨時職員を含む全職員の前で宣言することで、組織でハラスメント防止に取り組みメッセージを発するほか、他人ごとでなく身近な問題だと実感してもらい、職場全体で共有し、風通しのよい職場をつくることを目指しています。